

令和4年9月1日

会員各位

一般社団法人 日本船舶電装協会  
専務理事 白井 精一

マイナンバーカードの取得、  
健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに  
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について  
(依頼)

貴社におかれましては、平素から当会へのご協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進についてご協力いただいているところですが、この度、公金受取口座登録の開始をはじめマイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを従業員等にご周知いただくとともに、更なる取得促進、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. マイナンバーカードのメリット拡大について

### ① **マイナポイント第2弾が開始しています。**

マイナポイント第2弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。

ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント<sup>※1,2</sup>

イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント

ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント

アは令和4年1月1日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和4年6月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第2弾については、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。

6月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP<sup>※3</sup>をご覧ください。

※1 マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 「マイナポイント事業」(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)



### ② **公金受取口座登録制度が始まりました。**

公金受取口座登録制度<sup>※4</sup>は、国民の皆様一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。

この公金受取口座については、令和4年3月28日からマイナポータルで登録<sup>※5</sup>が出来るようになっていきます。

※4 公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。

デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))

※5 口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途申請などが必要になります。



#### 【よくある質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_01/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/))

Q2 公金受取口座の登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_02/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/))

Q3 所得税の確定申告手順における登録について

([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration\\_faq\\_03/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/))



### ③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP<sup>※6</sup> で公開しております。

※6 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))



### ④ 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

マイナポータル<sup>※7</sup>で、自分の薬剤情報や特定健診情報等<sup>※8</sup>の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※7 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※8 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



### ⑤ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

#### 【詳細はこちらから】

デジタル庁 HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert>)

#### 【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」(apple.com)

(<https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264>)

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

(<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa>)



## 2. 貴社の従業員等への要請・周知について

貴社におかれましては、以下の要領で、従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進について要請していただきますとともに、別添のメリット一覧チラシ等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

なお、カード未取得者に対して、令和3年3月までに二次元バーコード付きのカード交付申請書が送付されており、二次元バーコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

### (1) 関連資料の送付

次の関連資料を従業員等にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進並びに公金受取口座登録の促進にご活用下さい。

併せて「従業員に対するマイナンバーカード申請支援のお願い」をご用意しております。出張申請受付の受け入れが難しい場合等でも、貴社において、従業員の方に対するカードの申請支援を行っていただけるようご案内しております。

- ・ 貴社従業員に対するマイナンバーカード申請支援について
- ・ チラシ「マイナポイント申込の際の注意点」A4版
- ・ リーフレット「公金受取口座登録制度ってなんだろう？」A4版(令和4年3月作成)
- ・ リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版(令和3年10月改訂)

一部リーフレット及びチラシにつきましては、デジタル庁HPにも掲載しておりますので、ぜひダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

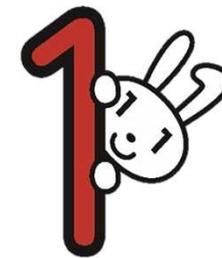
「デジタル庁」HP

ホーム>政策>マイナンバー(個人番号)制度>関連情報>広報資料(リーフレット、障害者の方向け資料等)

[\(https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources/\)](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進等の取組の参考としていただけますと幸いです。

# 貴社従業員に対する マイナンバーカードの申請支援のお願い



この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ従業員の皆様に御周知いただくとともに、マイナンバーカードの取得促進に更なるご協力を賜れますようお願い申し上げます。

特に、従業員がマイナンバーカードを健康保険証利用することで、医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減できます。（他のメリットにつきましては次項にまとめております。ぜひ併せてご周知ください。）

貴社におかれましても、ぜひ、新入社員の入社式、各種研修等、様々な機会に、従業員の皆様のマイナンバーカードの申請について周知いただき、さらに、申請支援も賜りくださいますようお願い申し上げます。

# こ～んなに便利！マイナンバーカード

**NEW!**

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。

公金受取口座の登録で  
給付金等の受取が  
カンタン！

**NEW!**

最大20,000円分の  
マイナポイントが  
もらえる！

マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分  
健康保険証としての利用申込みで7,500円分  
公金受取口座の登録で7,500円分

詳しくは  で検索！

住民票の写しなども  
コンビニで  
カンタン取得

行政手続きも  
オンラインで

確定申告でも  
医療費通知情報を  
カンタン連携

健康保険証  
として使える！

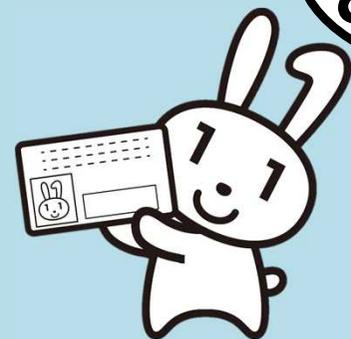
新型コロナウイルス  
接種証明書の  
電子交付にも利用！

薬剤情報や  
特定健診情報等が  
マイナポータルで  
確認できる！

本人確認書類  
として使える

詳しくは  で検索！

デジタル庁作成 (R4.5)



# 申請支援の手順①



(1) マイナンバーカードの申請支援にご準備いただくもの  
貴社においてご準備いただくものは以下のとおりです。

1	顔写真撮影用デジカメ（スマホでも可）
2	スマートフォン又はパソコン
3 ※詳細は8ページ以降 をご覧ください。	（交付申請書をお持ちでない従業員の方向けに） 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書 送付用封筒
4	写真現像用のプリンター・用紙、はさみ、背景用の幕 等

申請される従業員の皆様には、以下のいずれかをご準備いただく必要があります。

1	マイナンバーカードの交付申請書 （2021年3月までに、個人の自宅に郵送されているものです。）
2	（1の交付申請書をお持ちでない場合） ご自身のマイナンバーがわかるもの 【例：マイナンバー通知カード・マイナンバー記載の住民票等】

# 申請支援の手順②

## (2) 留意事項

- ① マイナンバーカードの交付申請書をお持ちの方には、当日持参するようお声がけください。  
お持ちでない方には、ご自身のマイナンバーがわかる書類（例：マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票等）の持参をお願いしてください。
- ② 顔写真撮影を行う場合は、以下の注意事項をご参照ください。
- ・ 写真不備を防ぐため、可能であればスタンド照明等を準備し、明るさを調整
  - ・ 背景はパーテーションの設置又は模造紙等に対応可能

**いいね**

サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6か月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 郵便で申請する場合は、裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

- ・ 顔が横向きのもの
- ・ 無背景でないもの
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

**こういうのはやめてね**

- ③ 申請後、従業員のご自宅にマイナンバーカードが郵送されるわけではありません。後日、自宅に届いた「交付通知書」等必要書類を持参の上で、お住まいの市区町村の窓口に来庁する必要があることをご説明ください。

# 申請支援の手順③



(3) 従業員がマイナンバーカードの交付申請書をお持ちの場合

## 従業員のスマートフォンから申請

- ①スマートフォンで顔写真を撮影
- ②スマートフォンで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して申請完了

## パソコンから申請

- ①カメラ等で顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-pc/>) で  
23桁の申請IDと申請者氏名、メールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録し必要事項を入力して申請完了

また、交付申請書に手書きで必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真（規格に合ったもの）を貼り付けて郵送することも可能です。

# 申請支援の手順④



(4) 従業員がマイナンバーカードの交付申請書をお持ちでない場合

手書きによる交付申請書を利用した郵送による申請 (※)

- ①顔写真撮影用デジカメ（スマホでも可）で顔写真を撮影
- ②顔写真を貼付し、交付申請書に必要事項を記入
- ③送付用封筒に交付申請書を入れ郵送する

※あらかじめ「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書」及び「送付用封筒」をご用意ください。

(マイナンバーカード交付申請 - マイナンバーカード総合サイト  
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) よりダウンロード可能。)

申請時点で、マイナンバーがわからない等の場合は、その場で交付申請書と封筒をお渡しし、ご自宅でご記入の上で郵送するようご説明いただきますようお願いいたします。

以上で、貴社において行っていただく手順は完了です。

約1か月後、従業員のご自宅に「交付通知書」が郵送されますので、必要書類を持参の上でお住まいの市区町村の窓口に来庁する必要があることをご説明ください。

# マイナポイント申込の際の注意点



## ポイントを受け取るには？

マイナポイント第2弾では、

施策①：カードの取得及び2万円までのチャージ又はお買い物（最大5,000円分）

施策②：健康保険証利用申込み（7,500円分）

施策③：公金受取口座登録（7,500円分）

に対し、それぞれポイントがもらえます。**※施策②、③は、2022年6月30日から申込開始**  
それぞれのポイント受取のための手順を以下で紹介します。

※

### (1) 事前準備

ポイントをスムーズに受け取るために、キャンペーン1、2、3に合わせて、事前に以下の準備をすることをおすすめしています。

※以下のような準備をせずにマイナポイントの申込みを行おうとした場合、ポイントの申込みができない場合や、ポイントの付与までに時間がかかってしまう場合があります。

※**マイナポイントは先着順ではありません。**皆さんにポイントを付与できる十分な予算を確保していますので、**ポイント申込みは事前準備をしっかりとってから、慌てずに行ってください。**

#### 必要な準備

- ✓ **マイナンバーカードの取得**  
詳しいやり方はこちら <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/>
- ✓ **利用者証明用電子証明書の更新(カード取得から5年以上が経過している方)**  
更新の手順はこちら  
[https://faq.myna.go.jp/faq/show/2691?category\\_id=6&site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/faq/show/2691?category_id=6&site_domain=default)
- ✓ **利用者証明用電子証明書のPW(4ケタ)の確認・再発行(PWを忘れてしまった場合)**  
PWの再発行方法はこちら <https://www.jpki.go.jp/procedure/password.html>
- ✓ **対応決済サービスの利用申込み**  
対応決済サービスの検索及び事前手順の要否の確認はこちら  
[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service\\_search/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/)
- ✓ **利用している対応決済サービスの決済サービスID及びセキュリティコードの確認**  
決済サービスID及びセキュリティコードはこちらで各サービスを検索して確認  
[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service\\_search/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/service_search/)
- ✓ **健康保険証利用申込み(2の施策に申込み方)**  
詳しいやり方はこちら [https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)
- ✓ **公金受取口座の登録(3の施策に申し込む方)**  
詳しいやり方はこちら [https://myna.go.jp/html/account\\_information.html](https://myna.go.jp/html/account_information.html)

# マイナポイント 申込の際の注意点



## (2) ポイントを申し込む ～オンライン～【2022年6月30日～】

「マイナポイント」を受け取るためには、申込みが必要です。手続はスマートフォンやパソコンで簡単に行うことができます。（機種によって画面は少し異なる場合があります）

簡単な操作で24時間申込可能、新型コロナウイルス感染症の感染リスクや窓口での待ち時間もないオンライン手続がおすすめです！

### ① マイナポイントアプリをインストールし、アプリ上で「申し込む」をタップ。

マイナポイント



申し込む

キャンペーンについて知る

既に申し込んでいる場合

申込み状況を確認

### ② 数字4桁のパスワード※を入力し、カードを読取る

※公的個人認証サービス利用者証明用PW。マイナンバーカードを受け取る際に設定したもの。忘れてしまった場合は、住民票のある市区町村窓口で顔写真付の公的証明書を持参して手続をする必要があります。



### ③ キャンペーンを選ぶ。

キャンペーンを選びます

マイナポイント獲得を申込むキャンペーンをすべて選択してください。



選択の合計 最大 5,000 ポイント ※条件を満たした場合

1つ選んで次へ

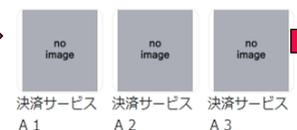
### ④ 決済サービスを選ぶ。

受取り方を選びます

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選んでください。



電子マネー



QRコード



プリペイドカード

### ⑤ 決済サービス情報を入力する。

決済サービスの情報を入力します

ポイントを受取る「決済サービスA1」のアカウント情報を教えてください。

確認方法（決済サービスA1ウェブサイト）

決済サービスID ※

セキュリティコード ※

電話番号（〒4桁）

お問合せの際に利用します

次へ

### ⑥ 申込完了

※キャンペーン3申込の場合はマイナポータルへ。

✓ 申込みを完了しました！

付与条件を確認しています。付与までしばらくお待ちください。  
申込み状況は、本アプリや申込した決済サービス内で確認できます。

公金受取口座の登録は完了していますか？

公金受取口座の登録によるマイナポイントを受け取るには、予めマイナポータルでの登録が必要です。登録していないかた、登録状況がわからないかたはマイナポータルで必ずご確認ください。

マイナポータルで確認

終了

### ⑦ 保険証利用登録に同意する（キャンペーン2申込時のみ）。

健康保険証としての利用にあたって、利用規約に同意します

マイナンバーカードの保険証利用の規約を確認してください。既に申し込んでいるかたも同意し次へ進みます。

### マイナポータル利用規約

マイナポータル（以下「本システム」という。）が提供する各種サービスを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなします。

記

(目的)

第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。  
一 「マイナポータル」とは、やりとり履歴、

### ⑧ 利用規約に同意する。

利用規約に同意します

マイナポイント第2弾に申込むため、利用規約を確認してください。

マイナポイント利用規約

第1条 (目的)

1. 本規約は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、生活の質の向上、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済推進の構築を行うことを目的とするマイナポイント事業（以下「本事業」といいます。）に關して、マイナポイントの申込（付与のために必要なマイキーIDとキャッシュレス決済サービスの連携のこと）をいう。以下「本申込」といいます。）を国が申請者の希望に応じて行うにあたっての申請者の遵守すべき事項等を定めることを目的とするものとします。

2. 本事業は、国所定の手続を経て、マイナンバーカードを用いてマイキーIDを設定し（マイナポイントの予約を行うこと）マイキーIDが設定されます。当該マイキーIDと登録決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスを選択した上で、前払または商品等の購入を行うことで、国所定の付与上限額の範囲で当該登録決済事業者所定の方法によりマイナポイントの付与を受け取ることができる制度とします。

3. 申請者は、本規約の内容を承認のうえ、本規約に基づき本申込の申請を行うものとします。また、本申込およびマイナポイントの付与を受け取るにあたっては、本規約のほか、対象キャッシュレス決済サービスに係る利用規約その他の本申込およびマイナポイントの付与に必要な国等が定めるガイドラインおよび登録決済事業者の規約等（以下、総称して「本規約等」といいます。）が適用されるものとします。

第2条 (定義)

(1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用

### ⑨ 申込内容を確認する。

ヘルプ

この内容で申込みますか？

申込み内容に誤りがないか確認してください。内容はあとから変更できません。

付与ポイント数 最大 20,000 ※条件を満たした場合

対象キャンペーン  
・マイナンバーカードの新規取得  
・健康保険証としての利用申込み  
・公金受取口座の登録

決済サービス 決済サービスA1

利用方法 前払

「健康保険証としての利用申込み」及び「公金受取口座登録」によるポイント付与タイミング

決済と同時

付与確定から概ね1週間後

決済サービスID 1234567890

セキュリティコード \*\*\*

電話番号（〒4桁） 1234

この内容で申込み

修正

# マイナポイント申込の際の注意点



## (2) ポイントを申し込む ～手続スポット～

スマートフォンやパソコンがない場合も、マイナポイントの申込みは全国約6万箇所の手続スポットで無料で行うことができます。

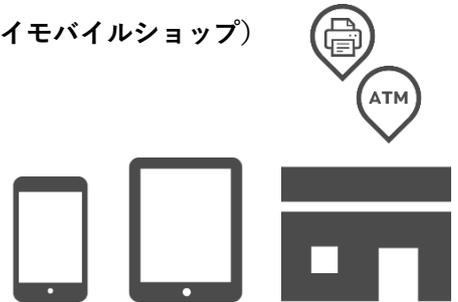
手続スポットは市区町村窓口や郵便局、コンビニ（マルチコピー機・ATM）、携帯ショップなど様々な場所に設置されています。

### マイナポイント手続スポット

#### ■市区町村窓口



- KDDI (auショップ)
- NTTドコモ (ドコモショップ)
- イオングループ (総合スーパー (GMS)、一部の食品スーパー (SM))
- セブン銀行 (ATM)
- ソフトバンク (ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)
- ビックカメラ
- ヤマダ電機
- 郵便局
- ローソン (マルチコピー機)



### マイナポイント手続スポット検索

「マイナポイント手続スポット」は、マイナポイント事業ホームページから簡単に検索できます。

[https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve\\_search/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/reserve_search/)

※手続の方法はスポットや使用する機械によって異なりますので、操作はスポットに備えつけられている手順書等に従って実施してください。

### ！手続スポットでのお手続の際の注意点

- ✓ 手続には以下のものが必要です。お出かけ前に必ず確認してください。
  - ・マイナンバーカード
  - ・数字4ケタのパスワード(公的個人認証サービス利用者証明用パスワード)
  - ・ポイント受取に使用する決済サービスの決済サービスID
  - ・ポイント受取に使用する決済サービスのセキュリティコード

※このほかにも1ページ目の事前準備の枠内を参照し、必要なものを余裕をもって準備してください。
- ✓ キャンペーン3に申し込む場合は、事前に公金受取口座の登録を済ませておくと、スムーズにポイントを受け取ることができます。  
詳しいやり方はこちら [https://myna.go.jp/html/account\\_information.html](https://myna.go.jp/html/account_information.html)
- ✓ キャンペーン2及びキャンペーン3開始直後は特に手続スポットが混雑する可能性があります。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点からも、空いている時間・場所でのお手続をお願いします。  
**※マイナポイントは先着順ではありません！慌てずに申込みを行ってください。**
- ✓ 手続スポットごとに営業時間が定められています。営業時間内にお手続をお願いします。

# マイナポイント申込の際の注意点



## (3) ポイントを受け取る

キャンペーン1のマイナンバーカードの新規取得等により付与されるマイナポイントは、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする事でキャッシュレス決済サービスを通じて付与されます。(上限は5,000円分)

キャンペーン2の「健康保険証としての利用申込み」とキャンペーン3の「公金受取口座の登録」に関しては、マイナポイント申込み後、チャージやお買い物をしなくてもそれぞれ7,500円分のポイントが付与されます。(2022年6月30日開始)

取得したポイントは電子マネーやQRコード決済など、普段のお買い物に利用できます。

### 申込み状況の確認 【2022年6月30日～】

マイナポイントの申込状況は、オンラインで以下のとおり簡単に確認することができます。

手続スポットでの手続の場合の申込状況の確認は、スポットや使用する機械によって異なります。詳しくは手続スポットにある表示等をご覧ください。

①マイナポイントアプリトップで「申込み状況を確認する」をタップ。

マイナポイント



申込み

キャンペーンについて知る

既に申込みしている場合

申込み状況を確認

②数字4桁のパスワード※を入力し、カードを読み取る

※公的個人認証サービス利用者証明用PW。マイナンバーカードを受け取る際に設定したものです。忘れてしまった場合は、住民票のある市区町村窓口で顔写真付の公的証明書を持参して手続をする必要があります。



はじめる

戻る

### ③表示の例 (全て未申込)

キャンペーン申込み状況



未申込

マイナンバーカードの新規取得

キャンペーンに申込みしていません。

未申込

健康保険証としての利用申込み

キャンペーンに申込みしていません。

未申込

公金受取口座の登録

キャンペーンに申込みしていません。

キャンペーンに申込み

### ③表示の例 (1のみ申込済)

キャンペーン申込み状況



付与確定

マイナンバーカードの新規取得 [詳細](#)

ポイントが付与されます。実際の付与状況は決済サービスで確認してください。

未申込

健康保険証としての利用申込み

キャンペーンに申込みしていません。

未申込

公金受取口座の登録

キャンペーンに申込みしていません。

キャンペーン申込みを停止

キャンペーンに申込み

マイナちゃんに聞いてみよう!

# よくあるご質問について

**Q** 口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの?

**大丈夫!**

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。  
預金残高などが知られることはないから安心してね!



**Q** 口座を登録したら、税金が勝手に引き落とされるの?

**大丈夫!**

登録した口座から、税金などが勝手に引き落とされることはありません。公金受取口座は、給付金などの支給のために利用されるよ。



**Q** マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だよ

**大丈夫!**

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外では利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。

とねりを見てね!



もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック!

デジタル庁「公金受取口座登録制度」

[https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\\_registration](https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration)



# マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

**スマホ!** スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書の2次元バーコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

交付申請書

**パソコン**

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

申請書ID

交付申請書

**証明用写真機**

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書の2次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

**郵便**

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がり早いスマホでの申請がおすすめ!

交付申請書をお持ちでない方は、

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。[マイナンバーカード郵便](#)  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

## マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

受付時間 平日: 9時30分~20時00分  
土日祝: 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合  
マイナンバーカード等 **050-3818-1250** その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.  
マイナンバー制度について **0120-0178-26** マイナンバーカード等 **0120-0178-27**  
Inquiries about the Social Security and Tax Number System. Inquiries about Individual Number Card etc.

# 公金受取口座登録制度ってなんだろっ?

登録方法は?

どう利用するの?

メリットって?

マイナンバーカード第2弾  
**マイナポイント**

最大2万円分のマイナポイントがもらえる!



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

# 公金受取口座登録制度でできること

Before



After



## ● 公金受取口座登録制度ってなに？

給付金を受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

## ● どんないいことがあるの？

公金受取口座を登録しておく、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途、申請などが必要になります。

## ● 登録可能な口座は？

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」  
[https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\\_registration\\_finance](https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance)



## ● 公金受取口座登録制度について解説した動画があるので、ぜひご覧ください。



公金受取口座の登録編(53秒)

マイナンバーカードで第2弾 マイナポイント

# 公金受取口座の登録は マイナポイント付与対象!

公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込・付与は、令和4年6月頃からスタートします。既に登録済の方ももちろん対象!

マイナンバーカードの新規取得等で 5,000円分 ※1,2	+	健康保険証としての利用申込みで 7,500円分 ※3	+	公金受取口座の登録で 7,500円分 ※3
----------------------------------	---	-------------------------------	---	--------------------------

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。

- ※1… マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
- ※2… 令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方が対象です。また、マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- ※3… 「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は令和4年6月頃開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。



マイナポイント申込みの詳しい流れはこちらから確認できます!

スマートフォン、パソコンで申し込み方



最新の情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください!

マイナポイント



# スマートフォンを利用した登録方法

※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。

## ● 登録に必要なものは？

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします(押します)。



「マイナンバーカードを読み取る」をタップして読み取らせると、ご本人情報が自動で入力されます。内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。



「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

簡単な操作ですぐに登録ができるよ



## ほかにも以下の登録方法があります

- ✓ 所得税の確定申告時の登録申請(マイナンバーカードを利用した還付申告のみ: 令和3年分)
- ✓ 金融機関の窓口等での登録(令和5年度下期以降開始予定)

## マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



## よくある質問にお答えします



### マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



### マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



### どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

## マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下4つの方法**から申請できます！

### スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

交付申請書

### パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

申請書IDを入力！

### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダーにかざす**。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。

### 郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、[マイナンバーカード郵便](#)

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

## マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)  
平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付！

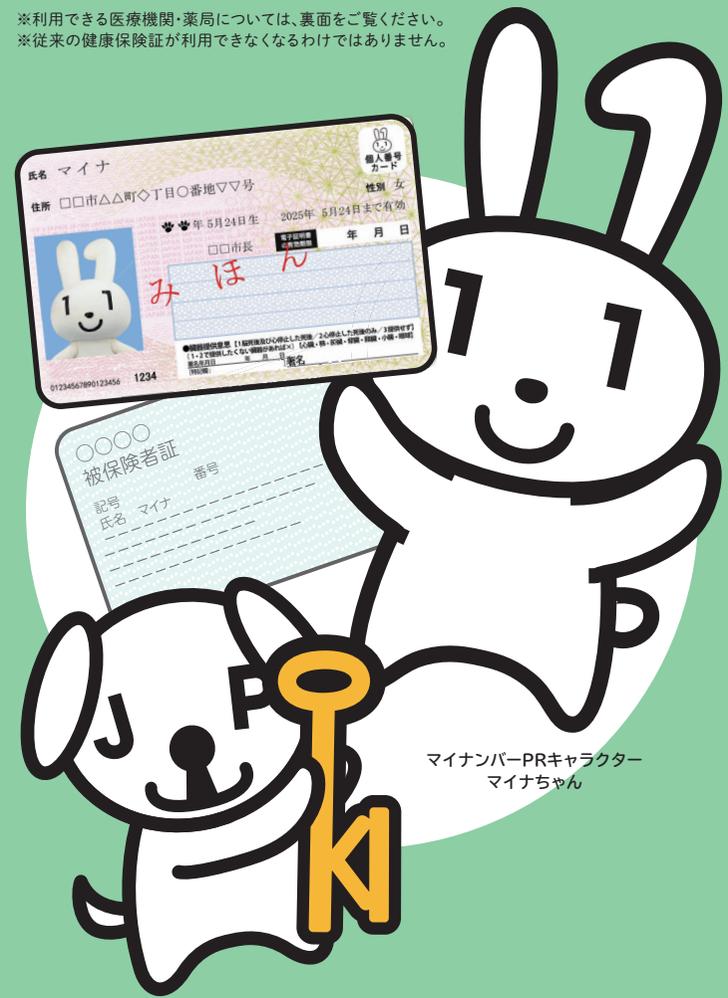
- ▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
 

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405
- ▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
 

マイナンバー制度について	マイナンバーカード等
0120-0178-26	0120-0178-27

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター  
マイキーくん

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



## 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



## 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## 利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(\*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

## どんないいことが? 7つのメリット

### POINT! 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。  
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



### POINT! 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。  
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになります。



### POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。  
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

### POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



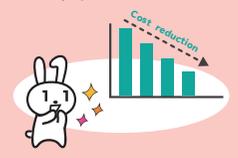
### POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



### POINT! 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



### POINT! 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

